

事 務 連 絡  
令和元年7月29日

各都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁参事官(旅行振興)

旅行業者等と貸切バス事業者との間で取引される手数料等の取扱いについて

貸切バス事業者から旅行業者等(旅行サービス手配業者を含む。以下同じ。)に対し、運送の引受けに際して支払われる手数料等(名目に関わらず、運送の引受けに際して旅行業者等に支払う金銭をいう。以下同じ。)における、旅行業法上の取扱いについては、「旅行業者と貸切バス事業者との手数料等の取引に関する旅行業法の取扱いについて」(平成31年4月1日付け観参第6号通達)により通知したところです。

今般、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」(平成24年国土交通省告示第769号)が令和元年6月14日に改正・公布され、運送引受書の記載事項に、運送に係る手数料等の額が新たに追加され、同年8月1日から施行されることとなったことに伴い、別添の新旧対照表のとおり、「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」(平成31年3月29日付け国自旅第207号通達)が改正され、貸切バスの運賃・料金の割戻しの対象となる手数料等の定義が明確化されました。

このため、運送の引受けに際して貸切バス事業者から旅行業者等に対して支払われる手数料等の取扱いに関する基本的な考え方を別添のとおり整理したので、その旨お知らせするとともに、一般社団法人日本旅行業協会又は一般社団法人全国旅行業協会非加盟の登録旅行業者等に対して周知を図っていただくようお願いいたします。

## 旅行業者等と貸切バス事業者との間で取引される手数料等の取り扱いについて

### 1. はじめに

#### (1) 前提

貸切バス事業者が、運送を申し込む旅行業者等に対して、あつ旋手数料(以下、単に「手数料」という。)を支払うことは、商慣習上定着している取引であり、原則として当事者間の自由な競争の下で行われるものであるが、「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」(平成31年3月29日付け国自旅第207号通達)のとおり、過大な手数料等(名目に関わらず、運送の引き受けに際して旅行業者等に対して支払われる金銭のことをいう。)の支払いによって、貸切バス事業者の安全コストが阻害されていると判断された場合は、貸切バス事業者は道路運送法違反に問われるとともに、「旅行業者と貸切バス事業者との手数料等の取引に関する旅行業法の取扱いについて」(平成31年4月1日付け観参第6号通達)のとおり、当該貸切バス事業者と取引を行った旅行業者等に対しても、旅行業法に基づく業務改善命令の対象となることを通知しているところです。

#### (2) 手数料に該当するかどうかの判断の必要性

貸切バス事業者が旅行業者等に対して支払う手数料については、「手数料」といった名称・名目で取引が行われていることが一般的であるが、なかには「広告宣伝費」であるとか、「協力金」などといった名称での取引が行われている場合であっても、名目上手数料と区別しているだけであって、実質的には手数料と同一の性質・目的をもって取引が行われている場合があり、そのような費用については、実態としては、手数料に類するものとして取り扱う必要があるものとする。

このため、貸切バス事業者から旅行業者等に対して支払われる金銭が、どういった名称・目的・内容で取引されているのかについては、個々の取引の実態に即して判断を行う必要があるが、どういった金銭の支払いが手数料に当たるのかそうでないかについて、基本的な考え方を以下に示すこととする。

### 2. 手数料の基本的な考え方について

#### (1) 貸切バス事業者が、運送の引き受けに際して、名目の如何を問わず運送申込者である旅行業者等に支払う金銭について、手数料か否かの判断を行うものとする。

ただし、実際に発生した経費としての実体があり、貸切バス事業者側に支払義務が発生するものであって、かつ、当該費用の支払額が著しく社会通念を逸脱しているものではない

場合は、基本的に手数料としては取り扱わないものとする。

- (2) 運送の引き受けに際して支払われる金銭とは、必ずしも個々の運送の引き受けの都度毎に精算を行うものに限らず、月単位や年単位でその額・率を取り決めて支払いを行っていたり、運送実績等に応じて支払い額が変動するような取扱いとしているようなものも含むものとする。
- (3) 貸切バス事業者が、運送申込者である旅行者等以外の第三者に支払う金銭がある場合であっても、貸切バス事業者から第三者に支払われた金銭を、当該第三者を経由して（その間に他の第三者を経由する場合も含む）、旅行者等が収受しており、当該収受した金銭が実質的に手数料と同一の性質・目的をもって取引されているような実態がある場合は、手数料として取り扱うものとする。
- (4) 貸切バスの運送に当たって発生した有料道路代、駐車場代、ガイド料や昼食代等といった費用に対して、貸切バス事業者が立替払いとしてサービス等の提供者に対して支払った額から、名目の如何を問わず何らかの金額を控除して旅行者等との間で精算を行っている場合は、手数料として取り扱うものとする。
- なお、立替払いを行った費用の精算以外の名目で、貸切バス事業者から旅行者等に対して支払われている金銭があり、当該金銭の支払いが実質的に手数料と同一の性質・目的をもって取引されているような実態がある場合は、手数料として取り扱うものとする。
- (5) 以上で示した考え方にしたがって、個別の事案に応じて、手数料に該当する経費か否かについて総合的に判断するものとする。

#### <参考>

「実質的に手数料と同一の性質・目的をもって取引が行われているもの」とは、例えば「広告宣伝費」として取引されたものに関して、広告物や宣伝を実施するという実体が無かったり、実経費が発生している場合であっても、当該費用が社会通念上著しく実態と乖離している場合や、「負担金・協力金」などといった名目で旅行者等が貸切バス事業者から金銭を徴収する場合に、どういった目的・内容で負担を求めるものであり、それがどういった形で活用されるものなのかが明らかではなく、当該費用についての客観的な説明が困難であるような場合は、実質的に運送の引き受けに際して取引される手数料と同様の性質・目的をもった経費であると判断し、手数料として取り扱うものとする。

#### (手数料以外の名目の経費の例)

広告宣伝費、負担金、協力金、協賛金、交際費、旅費、会議費、備品消耗品費、加盟料、システム利用料、各種会費等